

1. 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法

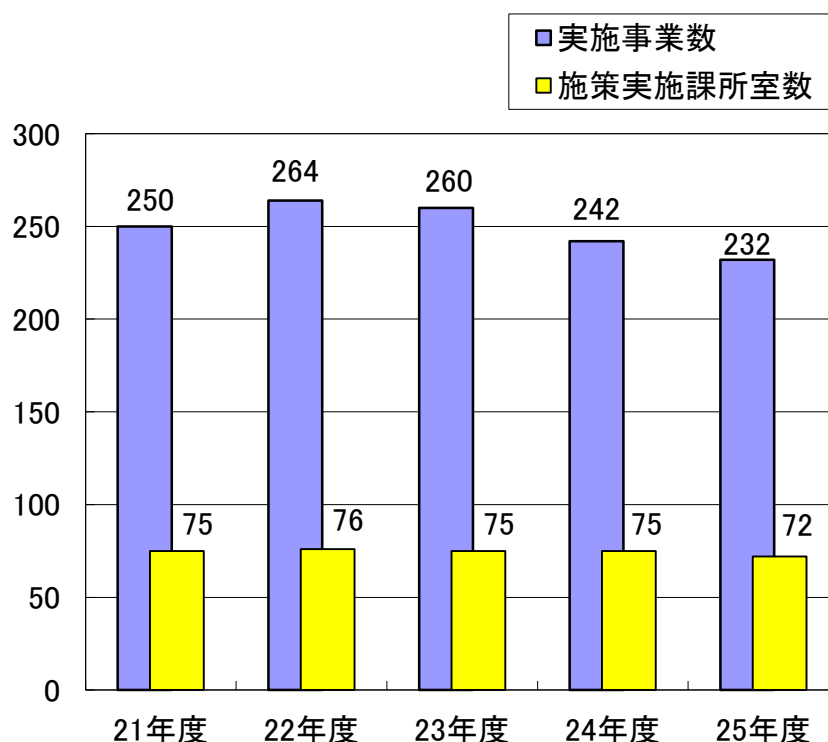
下関市市民協働参画条例第7条において、市は市民参画の推進と市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする定められており、平成25年度市民協働参画施策実施状況の全庁的把握のため、市民協働参画実施機関である107の課所室等に調査を行った。

調査の結果、72の課所室等において報告項目の該当があり、関連施策を実施していた課所室等の割合は、67.3%であった。

平成24年度と比較すると、実施事務事業数（予算小事業単位）については、242事業から232事業の10事業減少となり、実施課所室等についても75課所室等から72課所室等への減少となった。

施策実施課所室は昨年度に比し微減となったが、過去5年間、ほぼ同水準で推移している。このことから、市民参画の対象とした施策実施について一定の定着は図られてはいるものの、施策実施機関の固定化と今後の市民参画の広がりが課題と言えよう。

■ 市民協働参画関連施策実施状況



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施事業数	250	264	260	242	232
施策実施課所室数	75	76	75	75	72

■市民参画の方法

市民参画には様々な方法が考えられるが、以下は一般的によく用いられているものである。この年次報告では、以下の分類により、各実施機関における実施事業を整理した。

	広く市民を対象	一部の市民を対象
情報提供	①広報誌等の活用 ②報道機関の活用 ③インターネットの活用	④説明会の開催
	⑤シンポジウム・フォーラム等の開催 ⑥学習会・研究会の開催	
意見収集	⑦パブリックコメント ⑧アンケート調査の実施 ⑨市民提案・企画・論文等の募集 ⑩広聴会の開催	⑪公聴会の開催 ⑫ヒアリングの実施
企画・実施段階	⑬社会実験の実施 ⑭ワークショップの開催 ⑮審議会・委員会等の開催 ⑯実行委員会や運営協議会等の設置 ⑰事業の市民活動団体等への委託	
自主的活動支援	⑱専門家等の派遣（出前講座） ⑲ボランティア・NPOへの支援	

情報提供：主として市民に市の情報を提供するもの

意見収集：主として市民からの意見を市が収集するもの

企画・実施段階：施策の実施時において市民と協働するもの

自主的活動支援：市民の公益的活動を支援することで市全体の公益の増進を図るもの

※各方法の概要と解説及び実施時におけるチェックポイントは、「下関市市民協働参画条例推進指針」参照。

参考資料：『下関市市民協働参画条例推進指針』（平成24年9月改正）

下関市市民部市民文化課編、平成24年9月発行、P.26-47